

【資料2】 契約を通じた政策推進に係る県の取組状況

総合評価型入札に関する取組

建設工事の地域貢献度評価

項目	内容
災害協定等による活動実績	防疫・防災に関する協定等の締結状況、活動実績を評価
ボランティア活動実績	「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」登録に基づく活動を評価
	建設行政に関するボランティア活動の実績を評価（建設部）
	企業の森づくりに関する協定締結等を評価（農林水産部）
雇用実績	過去2年間における正社員の雇用実績を評価
ISO14000シリーズの取得	ISO14001認証の取得を評価

公用車調達の環境性能評価

項目	内容
燃費性能	排出される温室効果ガスに関する環境性能（燃費）を総合的に評価

入札参加資格に関する取組

公共工事入札参加資格審査（24・25年度 建設工事）

入札参加要件

項目	内容
県税・国税の納付確認	愛知県民税（法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税）、国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）に未納がないこと
雇用保険、社会保険の加入確認	雇用労働者の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について関係機関に届出していること
暴力団排除	愛知県から暴力団排除措置を受けていないこと

参加可能な工事の格付け審査における評価対象

項目	内容
工事成績評定点数	関係3部庁（建設部、農林水産部、企業庁）発注工事の過去5年間の工事成績の平均点を加算
障害者雇用状況点数	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく身体障害者若しくは知的障害者の雇用義務を達成した場合に加点
優良工事表彰点数	過去5年間に優良工事の知事表彰を受けた件数に応じ加点
地域貢献点数	災害協定等の締結状況に応じ加点
ファミリー・フレンドリー企業登録状況点数	「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている場合に加点
指名停止経歴点数	関係3部庁（建設部、農林水産部、企業庁）発注工事の過去2年間の指名停止期間の月数に応じ減点

その他の入札参加資格審査

項目	内容
電力調達における環境評価項目	CO2排出係数や新エネルギー導入状況等を評価し、一定点数以上の業者に入札参加を認める
ISOの取得（環境部）	ISO14001及び調査分析業務等においてはISO9001又はISO17025の取得を原則とする

公の施設の指定管理（指定管理者制度ガイドライン）

項目	内容
社会的価値への取組	管理者選定時の審査基準ひな形として例示申請者の障害者雇用に対する取組を評価
	管理者選定時の審査基準ひな形として例示申請者の男女共同参画に対する取組を評価
	管理者選定時の審査基準ひな形として例示申請者の環境問題に対する取組を評価

発注にあたっての仕様書を用いての政策実現

項目	内容
あいくる材の使用	公共工事の仕様書に、あいくる材（リサイクル認定資材）を使用する旨を記載する
県産木材の利用	公共工事の仕様書に、県産木材を使用する旨を記載する
大規模イベント開催時の環境配慮	100人以上参加のイベント外部委託にあたり、仕様書に環境配慮項目を記載する

その他の取組

項目	内容
環境物品の調達	「グリーン購入法」に基づき環境部が方針を策定し、各部局は環境負荷の低い物品やサービスを調達
障害者多数雇用企業への優先発注	労政担当局が企業登録し、各部局は、随契・指名競争入札での優先取扱、障害者施設・NPO法人からの優先調達を行う
中小企業者の受注機会の確保	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需適格組合の活用、複数銘柄による入札、県内中小企業者の優先選定等実施

【資料3】 地方自治法及び同法施行令の関連規定

■地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

■地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第167条の2関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合）

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。